

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月十六日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

### 奈良県人事委員会規則第十二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「採用する」の下に「ことができる」を加え、同条中「選考による」の下に「ことができる」を加える。

第三十七条第一項中「十日以内」を「速やかに」に改める。

第三十八条中「、又はその志望にかなった提示ができるまで」を削る。

### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。